

令和3年第8回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年8月25日 開会

令和3年8月25日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和3年第8回教育委員会定例会

令和3年8月25日（水）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第40号 令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和3年8月分）について
報告第41号 いじめ状況等に関する調査結果について
報告第42号 新十津川町農村環境改善センター改修工事について
- 5 議案審議
議案第14号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について）に同意することについて
議案第15号 新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約に係る意見について
議案第14号 令和4年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書採択について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長 鎌 田 章 宏
学校教育グループ長 石 井 秀 紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより令和3年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の氏名につきましては、新田、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎石井グループ長

それでは、お手元に配付してございます行事報告をご覧ください。今回は、7月の21日から本日8月25日までの行事についてご報告いたします。まず、7月27日に第1回学校運営協議会がゆめりあ多目的ホールで開催されました。会議の冒頭に、久保田教育長から委員に対し委嘱状が交付され、協議会の概要や基本的な考え方、今後の活動について話し合われました。正副会長の選任では、会長に新中PTA会長の片山さん、副会長には新小PTA会長の西川さんがそれぞれ選任されました。続きまして、7月28日に剣道中学生女子北海道選抜に選ばれた選手の出場報告が役場で行われました。これは、7月22日に千歳市で開催された第3回北海道中学生剣道選手権大会女子個人戦で、新十津川中学校1年生の小林愛依さんが優勝、同じく1年生の高橋一絆さんが準優勝し、この2名が12月19日に大阪市にあります、おおきにアリーナ舞洲で開催される第16回全日本都道府県対抗少年剣道大会の北海道選抜選手に選ばれたものであります。続きまして、7月30日ですが、少年の主張空知地区大会で優秀賞を受賞した新十津川中学校3年生清水花菜さんの表彰状贈呈式が教育長室で行われ、空知総合振興局保健環境部、柴田くらし・子育て担当部長から表彰状の授与が行われました。8月6日ですが、第103回全国高等学校野球選手権大会、いわゆる夏の甲子園でございますけれども、こちらに南北海道代表で出場される新十津川中学校出身で、北海高校1年生の熊谷陽輝さんのお父様が出場報告に来庁されました。試合結果は、1回戦で兵庫県代表の神戸国際大付属高校に2対1で惜しくも敗れております。同じく8月6日ですが、先に釧路市で開催された中体連剣道全道大会女子個人戦で優勝された新十津川中学校1年生の小林愛依さんの全国大会出場報告が役場で行われました。全国大会は、8月20日から22日までの日程で神奈

川県川崎市のとどろきアリーナで開催されました。小林さんは、大会3日目の22日に2回戦から出場しましたが、長野県松代中学校の選手に対し健闘されましたが延長の末2対1で惜しくも敗北となりました。8月8日でございますが、サンウッドパークゴルフ場にて第13回教育長杯パークゴルフ大会が開催され、67名の方が参加されました。8月19日でございますが、高校再編整備・留保に係る協議がZOOM会議で開催され、教育長が出席しております。また、本日8月25日ですが、3月にふるさと公園内に完成し稼働しております新十津川町熱供給センターと、熱源であるチップ加工工場を新十津川小学校6年生51名が見学をいたしました。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第40号令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年8月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校の1年生女子が滝川市から1人、静岡県から1人で合わせて2人の転入があり、1年生62人、小学校全体で311人の在籍で2人増となっております。中学校は、1年生男子が札幌市へ1人転出、1年生女子が滝川市から1人転入がございました。1年生53人、中学校全体159人で異動はございません。小学校、中学校、合わせて470人の在籍で2人増となっております。以上、報告第40号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第40号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第40号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第40号令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年8月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第41号いじめの状況等に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書5ページをお開き願います。内容は、別紙のとおりとしまして6ページの報告

第41号別紙をご覧ください。令和3年度において4月からいじめられたことがあると回答したのは、小学校、中学校合わせて71人で、全て小学生であり、昨年の36人より35人増加しております。このアンケートを受けまして、小学校では担任が児童生徒と面談をし、表情や様子を確認しながらいじめに該当するかどうかを確認しており、いじめられたことがあると回答した子どもの多くは、口喧嘩や悪口、行動をいじめと捉えていたようで、継続的な案件はほとんどない状況でございますが、いじめに該当する案件が高学年で2件あったと報告を受けております。悪口を言われたり避けるゲームの対象にされたなどの事案でございますが、いじめと認知をし継続的に保護者と連絡を取り合いながら様子を見守り、解消まで進めていくこととしてございます。また、各表の下段に、いじめは許されないことだと思ふという設問の結果がでございます。回答を見ますと、小学校の2年生が72.5%と低い数値となっておりますが、小学3年生から6年生までは91.3%以上と高い結果になっております。中学生は小学生よりも低い数値となっておりますが、例年より高い数値となっており、日頃の取組や指導の結果がいじめは許されないことだという意識付けにつながっているものと考えてございます。下段の棒グラフにつきましては、現在、小学5年生から中学3年生についていじめは許されないことだと思ふという意識が、進級に伴ってどのように推移したかを表したものでございます。左側の小5の棒グラフで言いますと、1番左の横線が小学2年生、その右の塗りつぶしが3年生、その右の薄い塗りつぶしが4年生、そして斜線が小学5年生となります。学年が上がるにつれて意識が低くなっている傾向が伺えますけれども、年ごとの変化はございますけれども、小学校、中学校におきましては、アンケートの結果を検証し、子どもたちの普段の様子に注意を向けながらいじめの防止に継続的に取り組んでございます。以上、報告第41号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第41号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

今ご説明ありましたいじめは許されないことだと思ふの意識の推移ということで、学年上がるごとに少し下がってきている傾向があるのですけれども、この許されないことだと思わない理由といいますか、いじめは許されないことだと思ふという設問に対して、どういったことが許される思っているのかどうか、そのような意見を何か取りまとめたりしているんでしょうか。

◎鎌田事務局長

いじめられたことがあるという件数をもとに、学校ではそれぞれ子どもと面談を行いながら進めております。ですが先ほどお話したとおり、その時々口喧嘩や悪口などをいじめと捉えているという子どもがいると、その面談の中で実際にはいじめではなかったという行為ですが全体では71件、今回いじめられたことがあるという件数ですけれどもその内認められたのは2件ということで、69件については実際にはいじめの認知にはいたっていないという状況でございます。

◎久保田教育長

いじめは許されないことだと思ふと認識している人、以外の人には許されると思っているんじゃないですかという質問でしょうか。

◎近藤委員

年々、いじめは許されないことだと思えるという意識が下がってきているという傾向があるということだったので、なぜいじめは許されないことだと思わないのかという、どの部分で許されるいじめがあるかと考えるのか。どのような意識を持って、このような回答になるのかということです。面談についてもいじめられたことがあると答えた方だけを対象に面談しているものなのか、全員と面談されているものなのか。

◎鎌田事務局長

面談自体はいじめを受けられたこと、いじめられたことがあるという回答の方について行っているかと思えます。

アンケートは全員に対して行っています。

いじめは許されないことだと思えるという回答が、小学生は悪いと思っている子がほとんどです。だけど中学生になってから、これはいじめではなく悪くはないという考えがあるということですよね。

◎近藤委員

はい。分析につきましてはどうでしょうか。

◎鎌田事務局長

学校でこの6月のいじめの調査の関係でそれぞれ個表がありますので、そちらの資料を少し精査をいたしまして、後ほど把握できるものをお示ししたいと思います。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第41号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第41号いじめの状況等に関する調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第42号新十津川町農村環境改善センター改修工事について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書7ページをお開き願います。内容は、別紙のとおりといたしまして、8ページ、報告第42号別紙をつけてございますのでそちらをご覧ください。まず、改修の目的につきましては、役場庁舎の建替えにより教育委員会がゆめりあに移転することに伴い、ゆめりあとの効率の良い使用を目指すものでございまして、教育施設として多目的ホールや芸術、文化作品展示エリアを整備するとともに、社会福祉協議会等の活動拠点となる施設に整備をし、改修をし、町民が身近に感じ交流できる多目的複合施設としてリニューアルを行うものでございます。施設機能としては、教育空間として多目的ホール、展示ホール、憩いの場、福祉空間として社会福祉協議会事務所、ボランティアセンター、地域包括支援センターの機能を持った施設に改修をしております。改修経費につきましては、令和3年度と令和4年度の2年間での改修となりまして、工事費355,500,000円、工事を適切に進めるための監理業務2,882,000円で、総額358,382,000円でございます。財源としては、過疎債と公共施設整備基金を活用することとしております。改修スケジュールは、本年度9月から令和4年9月までを予定しております。改修工事箇所は、9ページの改修図面をご覧ください。本年度は、下の図面の真ん中に縦のラインを引いておりますけれども、研修室を境とする西側、図面左側のA範囲となりまして、①の多目的ホール、②のトイレ、③、④の憩いのエリア、⑤の研修室などの改修と屋上防水工事となります。令和4年度は、研修室を境とする東側、図面の右側の改修B範囲となりまして、⑥の展示ホール、⑦のボランティアセンター、⑧の社会福祉協議会事務所、⑨の地域包括支援センターのほか、相談室、更衣室、書庫などの改修と外壁工事となります。なお、この改修工事に係る予算措置につきましては、工事費につきましては6月の町議会定例会にて補正予算計上、監理業務委託料につきましては9月の町議会定例会にて補正予算計上する予定としております。9月に入札、契約を行ったあと着工になるものでございます。皆様に先ほどお配りしましたA4のカラーの写真、イメージ図が、展示ホールの部分の改修前と改修後のイメージとなりますので参考にお渡しをいたします。以上、報告第42号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第42号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第42号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第42号新十津川町農村環境改善センター改修工事については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第14号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について)に同意することについて事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書11ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第29条の規程により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容についてご説明いたします。議案第14条別紙といたしまして、12ページの町議会提出議案をご覧ください。下段の提案理由に記載のとおり、入学金の早期貸付及び貸付対象の拡大並びに奨学金等の償還方法の緩和により教育の機会均等を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。今回の改正につきましては、先の町議会第2回定例会において、大学等の入学金の貸付時期について一般質問がございました。教育委員会としては、入学金の一時的な準備に伴う経済的な負担の軽減を図るため、現制度の一部見直しを行い、入学金の交付時期を合格通知又は合格発表があった際に、希望される方については入学前でも交付できるように見直しを図ると答弁をしております。今回制度改正を行い条例を改正するものでございます。主な改正内容は、入学金交付時期の変更といたしまして、現行は入学したときに公布するとしておりますが、入学前であっても合格決定後に速やかに交付すると改正をいたします。また、貸付対象校の変更として、現行は高校の入学金は対象としておりませんでした。私立高校への入学者が増えていることから高校も対象とするものでございます。また、奨学金等の償還方法の緩和として、現行は貸付期間終了の翌月から起算して1年経過後から償還としておりますが、修業期間が満了した翌月から起算して1年経過後から償還するものと改正をする内容でございます。

この条例改正の内容につきましては、13ページの議案第14号別紙の新旧対照表のとおりでございますので説明は省略をさせていただきます。後ほどお目通しいただければと思います。以上、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第14号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

今、説明しましたように、推薦等で入学決定が早い大学ですとか、私立高校などは11月下旬ですとかありますので、決定通知後、大学でしたら入学金が25、6万とか28万以内、私立高校でしたら15万ぐらいかかるところもございますので、その入学金を事前に貸付するということです。今までですと新年度になっての貸付でした。

よろしいでしょうか。。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第14号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について)に同意することについては、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第15号新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約に係る意見について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書15ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取に対する町長への意見書を提出するため、この意見について議決を求めるものでございます。規約の一部変更が必要な理由につきましては、5月6日に新十津川町教育委員会の事務局が農村環境改善センターからゆめりあに移転したことに伴い、新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約を変更する必要があるため、地方自治法第252条の7第2項の規程に基づき、関係自治体の協議が必要となるものでございます。変更内容についてご説明をいたします。議案第15号別紙といたしまして、16ページの町議会提出議案をご覧ください。下段の提案理由に記載のとおり、新十津川町教育委員会の事務局移転に伴い、新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約を変更することについて雨竜町と協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規程により、議決を求めるものでございます。変更の内容は、17ページの議案第15号別紙の新旧対照表になりますが、第3条の対策委員会の執務場所について、樺戸郡新十津川町字中央306番地3、新十津川町農村環境改善センター内、こちらを樺戸郡新十津川町字中央307番地1、総合健康福祉センター内とするものでございます。以上、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第15号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第15号新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約に係る意見については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第16号令和4年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書採択について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書19ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。教科用図書の検定制度により検定された教科用図書のうちから令和4年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書を採択するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規程により、議決を求めるものでございます。内容は別紙のとおりといたしまして、20ページの議案第16号別紙をご覧ください。20ページは、令和4年度に使用する小学校用教科用図書についての一覧、21ページは令和4年度に使用する中学校用教科用図書について

の一覧でございます。小中学校それぞれ種目、発行者、教科書名が記載されてございます。教科書につきましては、原則4年間同じ教科書を使用しますので、小学校につきましては令和元年度から令和4年度まで、中学校につきましては令和3年度から令和6年度まで同じ教科用図書を使用するものでございます。なお、中学校用教科用図書の社会の歴史的分野につきましては、令和2年度に教科書として採択された教科用図書と令和3年度に新たに発行された教科用図書について、教科書見本や教科書編修趣意書、北海道教育委員会作成の令和4年度から使用する中学校用教科用図書採択参考資料等を踏まえ協議された結果、掲載の教科書が教科書として適当であるとし、令和3年度協議会採択となっております。以上、議案第16号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第16号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第16号令和4年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書の採択については、原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局から提案ありますか。

◎鎌田事務局長

提案はございません、はい。

◎久保田教育長

はい。それでは、以上をもちまして令和3年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時50分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 荒 山 直 人